

労働者派遣事業 マージン率の情報公開

令和 5 年 3 月 1 日現在
株式会社 友創設計

「改正労働者派遣法」（平成 24 年 10 月 1 日施行）により、派遣事業主（当社）は、労働者や派遣先となる事業主がより適切な派遣会社を選択できるよう、派遣会社のマージン率や教育訓練に関する取組み状況などの情報公開をすることが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

マージン率算出方法

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（少数点以下端数は四捨五入する）

- | | |
|--------------------|---|
| 1. 派遣労働者の数 | 1 名（1 日平均） |
| 2. 派遣先の数 | 1 社 |
| 3. マージン率 | 38% |
| 4. 教育訓練に関する事項 | <ul style="list-style-type: none">・スキルアップの為に必要な参考書の購入のサポートや資格習得の為に費用のサポートを行う。・勉強会を開催し、足りないスキルの底上げや、新しい技術の取得のサポートを行う。 |
| 5. 労働者派遣に関する料金の平均額 | 17, 200 円（1 日 8 時間換算） |
| 6. 派遣労働者の賃金額の平均額 | 10, 648 円（1 日 8 時間換算） |
| 7. 福利厚生 | 当社規定による |
| 8. 労使協定の締結 | あり |
- 派遣労働者の範囲（機械設計に従事する従業員）有効期間の終期 令和 6 年 3 月 31 日

愛媛県今治市小泉 3 丁目 2 番 43 号
株式会社 友創設計
代表取締役 矢野 雅仁